

令和3年第2回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年2月22日
13時30分～14時30分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和3年第2回海老名市農業委員会定例総会

令和3年2月22日「令和3年第2回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第3 議案第8号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
- 日程第4 議案第9号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第5 議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第6 議案第11号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第7 議案第12号 農地法第3条の下限面積に代わる「特段の面積」の設定について
- 日程第8 議案第13号 農地等紛争あっせん委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第14号 特別小委員会の設置及び委員の選任について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地の使用貸借権の解約について
- (4) 農地転用届出による専決処分について
- (5) 農地の賃借料情報について（報告）
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (7) 農業用施設用地に係る転用届出について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2番委員からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、11番委員、12番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴人がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書5ページ、日程第1、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号2、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大になります。現地の案内図及び写真につきましては、資料1にあります。

【議長】 通常であれば、その後、譲受人が住居としている地区の委員から、受付番号2であれば、13番委員から意見を発言していただくのですが、今回は、申請者が17番委員に書類を持参しておりますので、まず、17番委員から意見を伺います。

【17番委員】 申請者の■■■■■■■■■■さんは、■■■■■■■■■■さんの長男で、農業の後継者でござ

ございます。現在、稲作、それから、露地野菜を中心に農業経営をされている方でございます。このたび、経営規模拡大を図るために当該農地を購入されるもので、特に問題ないと思われま。

【議長】 続いて、地区委員の意見を伺います。13番委員。

【13番委員】 今、17番委員が申されたとおり、■■■■さんの長男で、農業としてはちゃんとやっている、また、農地のほうも保全しているというようなことで、譲受人として問題ないと思います。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さん、父の■■さん、母の■■さん、祖母の■■■さんが農業従事者だそうです。経営主は、令和2年の農家台帳では、父の■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さん農業経験年数が5年、現在の農業従事日数は250日、父の■■さんの経験年数は39年、従事日数は250日、母の■■さんの農業経験年数が32年、従事日数が150日、祖母の■■■さんの経験年数が52年、従事日数は250日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積ですが、自作地の田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、借りている田が■■■■■■■平米、畑が■■■平米で、全て合計すると■■■■■■■■■■■平米になります。これは下限面積である30アールを超えております。機械につきましては、トラクター3台、田植機1台、耕運機2台、コンバイン1台を所有しております。また、地域集落の取決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関しては、問題ないと思われま。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。3番委員。

【3番委員】 先週の19日に現地調査に行ってきました。現地は田んぼであり、きれいに管理されております。今ちょうど、暗渠排水のコルゲート管ですか、あれを入れているところでございます。譲受人の■■さんは、農業を熱心にやっておられる方でございますので、特に問題はないと思われま。

平米、借りている田が■■■平米で、合計、■■■■■平米になります。これは下限面積である30アールを超えております。また、機械は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。地域集落の取決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨が申請書に記載されております。これらから、機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件につきましても、問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 今月の19日に現地調査を行いました。水田としてよく管理されておりますので、特に問題ありません。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つになります。相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であることで、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であるとされております。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書9ページ、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 では、議案書の9ページをご覧ください。受付番号5、被相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年12月23日から令和3年2月22日までになります。特例農地等の明細ですが、河原口■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地内、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■平米になります。これらの農地につきまして、事務局が2月9日に現地確認をしたところ、両農地とも農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われ

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページから11ページ、日程第5、議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

続開始年月日は、平成13年2月12日、特例農地等の明細につきましては、上郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米のうち■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。これらは全て市街化調整区域内の農地で、田、合計、■■■平米になります。これらの農地につきまして、事務局で2月9日に現地調査をいたしましたが、農地として適正に管理されておりました。この件について、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号3、相続人は、大和市つきみ野■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続開始年月日は、平成13年2月12日、特例農地等の明細につきましては、上郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米のうち■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。両農地とも市街化調整区域内の農地で、田、合計、■■■平米になります。これらにつきましても、先ほど同様、事務局で現地調査をいたしましたが、農地として適正に管理されておりました。この件について、問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、日程第6、議案第11号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号7、借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米でございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年3月1日から令和7年12月31日までの5年間です。農業振興地域内の新規で、借り手は認定農業者ということです。この案件につきまして、2月9日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。農家との農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号8、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手

は、綾瀬市早川■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し借りする農地は、河原口字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、ほか■筆でございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年3月1日から令和7年12月31日までの5年間です。農業振興地域内の新規でございます、借り手は認定農業者でございます。この案件につきまして、2月9日に事務局で現地確認をいたしました、現地は農地として適正に管理されておりました。農家との農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号8について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、日程第7、議案第12号 農地法第3条の下限面積に代わる「別段の面積」の設定についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地法第3条の許可にかかる審査要件の1つに、下限面積要件があります。下限面積要件とは、農地の権利を取得する者が権利取得後に耕作を行う面積は一定の面積以上でなければならないとするものでございます。農地法の本則では、その面積は原則50アールとされていますが、各農業委員会は、これに代わる別段の面積を定めることができるとされております。海老名市では、この50アールに代わる別段の面積を30アールと定めていますが、これは毎年修正の必要性を審議することとされておりますので、農家基本台帳を更新したこの時期にご検討いただくため、提案をさせていただきます。昨年の検討では、30アール未満の農地を耕作し

ている農家が市内全農家数の40%で、おおむね100分の40を下らないと判断したことから、30アールの下限面積について変更を行いませんでした。別段の面積の設定基準につきましては、農地法施行規則第17条というところに定められており、それについては議案書13ページの一番下に条文が記載してあります。そちらの確認をさせていただきます。1、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、2、別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること、3、別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未達の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること、この3つが別段の面積の設定基準です。

議案書の表をご覧ください。別段の面積の見直しの資料でございます。海老名市の耕作面積別の農家数を表にしております、10アールごとに区切ってあります。一番上の行、こちらが海老名市全域というところの横の列をご覧ください。令和3年1月1日現在の農地台帳、農家基本台帳で把握している海老名市の総農家戸数は720戸です。その右側、耕地面積規模別農家数ですが、こちらについては海老名市全体では10アール以上20アール未達の農地を耕作している農家さんが164戸、20アール以上30アール未達の農地を耕作している農家さんが117戸、30アール以上40アール未達の農地を耕作している農家さんが79戸、40アール以上50アール未達の農地を耕作している農家さんが75戸、50アール以上の農地を耕作している農家さんが285戸、合計で720戸でございます。

次に、その右側でございます。耕地面積規模別農家数割合 累積(%)と書かれているところでございます。こちらを見ますと、20アール未達の農地を耕作している農家は、市内全体の農家のうち22.8%、30アール未達の農地を耕作している農家は、市内農家全体のうち39%、40アール未達が50%、50アール未達が60.4%という数字になっております。この数字は累積になっておりますので、例えば30アール未達の農地を耕

作している39%という数字の中には、20アール未満の農地を耕作している22.8%の方も含まれる形になっております。

また、ここから別段の面積の検討をお願いしたいと思いますが、事務局として次のように考えた案をお伝えさせていただきます。

まず、慣例から、旧海老名町の区域と旧有馬村の区域で、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一であると考えております。また、田んぼが1反およそ10アールであることから、それを単位として10アール刻みの面積区分を用いております。そうしますと、耕作面積が現在の下限面積である30アールよりも小さい面積を耕作している農家さんの割合が39%となりまして、おおむね100分の40、40%というふうに捉えることができると考えております。したがって、下限面積の変更は行わず、30アールのままとすることを提案いたします。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

農地法第3条の下限面積に代わる別段の面積について、海老名市は30アールのまま変更しないことにするに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、日程第8、議案第13号 農地等紛争あっせん委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号と、次の議案第14号 特別小委員会の設置及び委員の選任について、関連がございますので、事務局から提案説明、質疑、意見について一括して行い、採決は1件ずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。議案第13号と議案第14号について、事務局か

ら一括して説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、ご説明させていただきます。

議案第13号 農地等紛争あっせん委員会委員の選任については、海老名市農業委員会規定に基づき、今年4月1日から、農地等紛争あっせん委員会であっせん委員を務めていただく方3名を選任いたしたいものでございます。あっせん委員会は、農地等の利用関係及び交換、分合等についてのものであるため、あっせんまたは紛争防止の事務を処理するため、あっせんすべき事件ごとに設置し、その委員は、農業委員会の総会に諮って選任するとなっておりますが、慣例により、あらかじめ年度ごとに区切って常置をしております。よって、令和3年度の1年間を務めていただく委員を農業委員の中から選任したいものでございます。

続いて、議案第14号 特別小委員会の設置及び委員の選任については、海老名市農業委員会規定に基づき、令和3年度も特別小委員会として農政小委員会及び農地小委員会を設置し、その委員を務めていただく方を選任いたしたいものでございます。特別小委員会の設置及び委員は総会に諮って定めるとなっており、慣例上、あらかじめ年度ごとに区切って常置をしております。令和3年度の1年間を務めていただく委員は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から選任をいたしたいものでございます。

なお、海老名市の慣例として、会長と職務代理を除いて、あっせん、農政、農地のいずれかには必ず所属をしていただくこととなっております。

【議長】 ただいまの説明内容について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、皆様にお諮りをしたいと思います。

議案第13号と議案第14号は、人選に関する決定でございます。人選の方法について、意見のある方はここで発言していただくこととし、もし意見がないようでしたら、事務局に提案があるようでございますので、これを許したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。

それでは、委員の選任方法について、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、事務局から提案を許し、内容の説明を求めます。

【事務局長】 提案のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、議案第13号と議案第14号について、一括してご説明をさせていただきます。

本日、お手元に、地区や、過去2年の就任状況を考慮して割り振りをさせていただいたリストですね、A4の縦使いのリストで、議案第13号、議案第14号関係資料というのをお配りしております。これについて、よろしくご審議をいただき、ご決定を賜ればと思います。

【議長】 それでは、ただいまの事務局提案について質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、議案第13号 農地等紛争あっせん委員会委員の選任について、採決をさせていただきます。

事務局提案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

続きまして、議案第14号 特別小委員会の設置及び委員の選任について採決をさせていただきます。

事務局提案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

事務局長が発言を求めておりますので、それを許可いたします。

【事務局長】 ご決定をいただき、ありがとうございます。

私のほうからお願いがございまして、あっせん委員会は、会長1名、それから、農政と農地の小委員会については、委員長及び副委員長各1名ずつ選出する必要がございます。選出の方法は、規定により委員の互選となっております。総会の終了後、各会で互選を行っていただき、結果を事務局までご報告願いたいと存じます。

【議長】 それでは、皆さん、そのように進めてくださるようお願いを申し上げます。

次に、議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号1、申請地は、上郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米のうち■■■■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。所有者は、上郷■■■■■■■■、■■■■■■、ほか■名、議案書のとおりでございます。使用者は、横浜市神奈川区■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■ 執行役員支店長■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、上郷河原口線道路新設工事、目的は、工事車両の通路になります。使用期間は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までです。資料につきましては、資料4-1に案内図と写真、資料4-2は利用計画図で、右側が北となっております。

【議長】 地区委員の意見については、私のほうからお話をいたします。

今回の案件は、新設道路の作業の用地として貸してほしいと。現に3年ぐらい前から使用しておりますけれども、農作業に対して何ら支障がありませんでした。今後も問題がないかと思えます。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1については、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書16ページ、(2)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号239について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できる

3年2月10日に行い、農地の引渡しにつきましても同日に行うという届出内容になっております。この農地につきまして、事務局で2月9日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書18ページから19ページ、(4)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

18ページ、農地法第4条の受付番号1から3の3件、19ページ、農地法第5条の受付番号1から4の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書18ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から3の3件が、田、0平米、畑、423平米、合計、423平米です。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から4までの4件で、田、27平米、畑、449.86平米、合計、476.86平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条の受付番号1から3の3件、農地法第5条の

受付番号1から4の4件について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書20ページ、(5)農地の賃借料情報について(報告)を案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 平成21年の農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、標準小作料に代わり、農業委員会が地域ごとの賃借料の動向や情報を提供することとなりました。この情報は、農業委員会だよりやホームページなどで公開してまいります。

議案書20ページです。海老名市農地賃借料情報、令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃貸借における10アール当たりの賃貸借水準は、以下のとおりとなっております。

1、田(水稻)部、平均額7,700円、最高額1万3,100円、最低額3,500円、データ数は27件(65筆)です。表の2、畑(普通畑)の部、平均額1万2,300円、最高額2万5,500円、最低額8,800円、データ数は15件(31筆)になります。

算出の方法としましては、賃借権の設定の公告もしくは許可があった田27件、畑18件の10アール当たりの賃借料のそれぞれの平均値を算出いたしまして、この平均値から特別な事情の下で賃借されたと推測されるもの、具体的には、平均値のプラスマイナス70%の範囲を超えるものは除いた賃借料により算出しております。畑3件(6筆)がこの特別な事情の下で賃借されたと推測されるものに該当したため、それを除いた田27件(65筆)、畑15件(31筆)の賃借料から算出したものが、この議案書に記載されております。また、水稻で現物払いをしているという場合には、玄米60キログラム当たり1万1,800円に換算しております。換算

に当たりまして、JAさがみ海老名営農センターのうるち米の買取価格を用いております。賃借料の金額は、算出結果の100円未満を四捨五入し、100円単位としております。

【議長】 それでは、報告内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本報告を了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書21ページ、(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号3について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届けなければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、受付番号3、権利を取得した者は、国分北■■■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は令和2年10月13日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、国分北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■平米、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書22ページ、(7)農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号におきまして、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

それでは、受付番号2、申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米のうち■■■■■平米、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米のうち■■■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、農業用倉庫、施設の規模は、■■■■■平米、そのうち建築面積は46.2平米だそうです。が1棟でございます。資料は、6-1に申請地の案内図及び写真、資料6-2に平面図がございます。法令に基づく届出はないこと、性質上許可不要案件であることを確認するために、こちらに提出をしていただいたところでございます。現地は農地として適正に管理されておりますので、問題ないと考えております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 ■■■■さんですけれども、2月8日です、田んぼの中に農業用の物置を造りたいということで来られまして、あとは、周りにも田んぼだし、問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、事務局から何か。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。長時間、ありがとうございました。